

【年末調整について】

こんにちは。税務部の青木智美です。
 今年も早いもので11月に入り、年末調整の準備が必要な時期になって参りました。
 今回は年末調整をするにあたって注意すべき点を解説いたします。



まず、平成30年分の年末調整では大きな改正が入りましたので簡単におさらいしてみましょう。

- ① 配偶者控除と配偶者特別控除が給与所得者（本人）の所得及び配偶者の所得に応じ段階的に所得控除できる金額が変動することとなりました。
 配偶者控除は、従前よりも控除額が減少する可能性があり、配偶者特別控除については、従前よりも控除可能な配偶者の所得幅が広がりました。
- ② ①の配偶者控除または配偶者特別控除を受ける場合には、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要となりました。

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

	配偶者の合計所得金額	給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合は給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合は配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注) 給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けられません。

平成30年は、配偶者及び本人の給与以外の所得の確認や、書類が増えたことによる対応で手続きが煩雑化した印象です。

今年も上記確認作業に追われる可能性がございますので、書類配布時に従業員の方へ説明書類を添付するなど円滑な年末調整となる工夫が必要そうです。

次に住宅借入金等特別控除についておさらいしてみましょう。

【ポイント】

- ① 住宅借入金等特別控除証明書の居住年月日の横に【特定】や【認定】の記述がある場合には控除限度額が増加するため確認漏れがないように注意が必要です。
- ② 連帯債務による住宅借入金の特別控除は、控除する人が負担をする額に限定されているため、連帯債務の記述に注意してください。
- ③ 住宅の取得日と控除証明書の借入日に大きなずれがある場合には、借換えをしている可能性があるため確認が必要です。借換えがあった場合には再計算が必要な場合があります。

また、昨年は、贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例を受けていたにも関わらず取得費からの控除漏れや住宅借入金等特別控除と、居住用財産の譲渡の特例いわゆる3,000万の特別控除を併用利用した誤り等が目立ったようです。国税庁も注意喚起のお知らせを発表しています。

住宅借入金控除は、人生で何度もない買い物の住居に関する控除であることもあり金額も大きく何年にもわたり控除が認められているため、特に注意をして年末調整を実施してください。

(税務部/青木 智美)